

市道路線認定及び区域の決定並びに供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。併せて、同法第18条第1項の規定に基づく区域の決定、及び同条第2項の規定に基づく供用の開始をする。

その関係図面は、道路下水道部道路管理課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）10月5日

藤沢市長
鈴木恒夫

1 道路の種類 市道

2 路線名及び区域の決定並びに供用開始の内容

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m	重要な 経過地
		終 点			
1	六会 923号線	西俣野字大河内786番4地先	4.5	32.6	
		西俣野字大河内786番8地先			
2	長後 948号線	下土棚字中村1009番14地先	6.0	27.3	
		下土棚字中村1009番11地先			
3	長後 949号線	長後字天神添1343番12地先	4.5	60.4	
		長後字天神添1343番20地先			

3 供用開始の期日
告示の日

4 縦覧期間
2026年（令和8年）10月5日から2週間